

別記様式第一号(国民年金法施行規則の一部を改正する省令(昭和四十一年厚生省令第二十三号)附則第四項、第六項)

(表 面)

国民年金 母子年金額 改定請求書
準母子年金額

国民年金手帳の 記号番号			氏 名	
住 所				
① 18歳以上20 歳未満の廃疾 の状態にある 子、孫又は弟 妹	氏 名	請求者との 続柄	生 年 月 日	
			昭和 年 月 日	
			昭和 年 月 日	
			昭和 年 月 日	
② 孫又は弟妹 を共通にする 他の受給権者	氏 名	証 書 の 記 号 番 号		
上記のとおり、母子年金額の改定を請求します。 準母子年金額 昭和 年 月 日 知事 殿 氏名 印				

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。
◎字は楷書^{かい}ではつきりと書いて下さい。

(日本工業規格B列5番)

(裏 面)

注 意

- 1 表面の「母子年金額」及び「準母子年金額」の文字のうち、あなたが改定の請求をしようとする年金額の種類を○でかこんで下さい。
- 2 ②の欄は、準母子年金額の改定の請求をする場合において、①の欄に記入した孫又は弟妹を共通にする他の準母子年金又は準母子福祉年金の受給権者がいるときだけ記入して下さい。
- 3 この請求書には、次の書類を添えて出して下さい。ただし、これらの書類の一通でほかのことも明らかにすることができるときは、ほかのことについて同じ書類を添える必要はありません。また、子、孫又は弟妹が、かつて、母子年金又は準母子年金の加算の対象となつたことがあるときは、次のハの書類を添える必要はありません。
イ 国民年金証書
ロ 昭和41年12月1日における夫若しくは受給権者及び子の相互の身分関係又は受給権者及び孫若しくは弟妹の相互の身分関係を明らかにすることができる書類
ハ 死亡者の死亡の当時、子、孫又は弟妹が死亡者によつて生計を維持したことを明らかにすることができる書類
ニ 昭和41年12月1日において、受給権者が子、孫又は弟妹と生計を同じくすることを明らかにすることができる書類
ホ 子、孫又は弟妹が法別表に定める程度の廃疾の状態にあることについての医師又は歯科医師の診断書